



日連 29 第 203 号
(認 第 5 号)
平成 29 年 5 月 17 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会 長 神津 信一

e-Tax の新たな認証方式の導入 (e-Tax 利用の簡便化) について (周知方お願い)

平成 29 年 5 月 10 日付で国税庁長官官房企画課長から e-Tax の新たな認証方式の導入 (e-Tax 利用の簡便化) について、周知の依頼がありました (別紙)。

つきましては、当該施策について税理士会支部及び会員にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

平成 29 年 5 月 10 日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 殿



国税庁長官官房企画課長

武藤 功哉

e-Tax の新たな認証方式の導入 (e-Tax 利用の簡便化) に係る情報提供について (情報)

平素より e-Tax の普及・定着に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載されている電子証明書やマイナポータル
の認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方の e-Tax 利用を簡便化するためのシステム
修正を行い、平成 31 年 1 月からご利用いただけるよう準備を進めているところです。

【簡便化の概要】

① マイナンバーカードによる e-Tax 利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又は e-Tax ホームページなどから e-Tax
へログインするだけで、簡易な設定で e-Tax の利用を開始し、申告等データの作成・送信が
できるようにする予定です。

② ID 及びパスワードによる e-Tax 利用

マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが未取得の方については、厳格な本人確
認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードによる電子申告を可能とする予
定です (注 1)。

(注 1) マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応 (導入後、概
ね 3 年を目途に見直し) として行います。

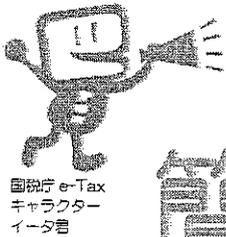
③ メッセージボックス閲覧の際の電子証明書による認証

なりすまし対策やセキュリティ強化の一環として、メッセージボックスの閲覧に登録して
いる電子証明書による認証を追加する予定です。

なお、簡便化の導入は平成 31 年 1 月を予定しており、具体的な手続等の詳細は、今後、改
めてお知らせする予定です。

上記の情報については、e-Tax ホームページのお知らせ (http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_290510_kanbenka.htm) にも掲載しておりますので、貴会の会員への周知をお願い
いたします。

【担当】 国税庁 長官官房 情報技術室 有富、山海
電話：03-3581-4161 (内 3685、3686)



国税庁 e-Tax
キャラクター
イータ君

イータックス

e-Tax 利用の 簡便化に向けて準備を進めています

個人の方へ

平成31年1月

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31年1月からご利用いただける予定です。

簡便化の概要

マイナンバーカードによる e-Tax 利用



マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又は e-Tax ホームページなどから e-Tax へログインするだけで、簡易な設定で e-Tax の利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。



e-Tax を利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax 用の ID・パスワード※の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。



今後 e-Tax を利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続の簡便化に向けた取組を進めています。

ID 及びパスワードによる e-Tax 利用



マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードによる電子申告を可能とします (注1)。



厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います (注2)。



メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります (注2)。

(注1) マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応 (導入後、概ね3年を目途に見直し) として行います。

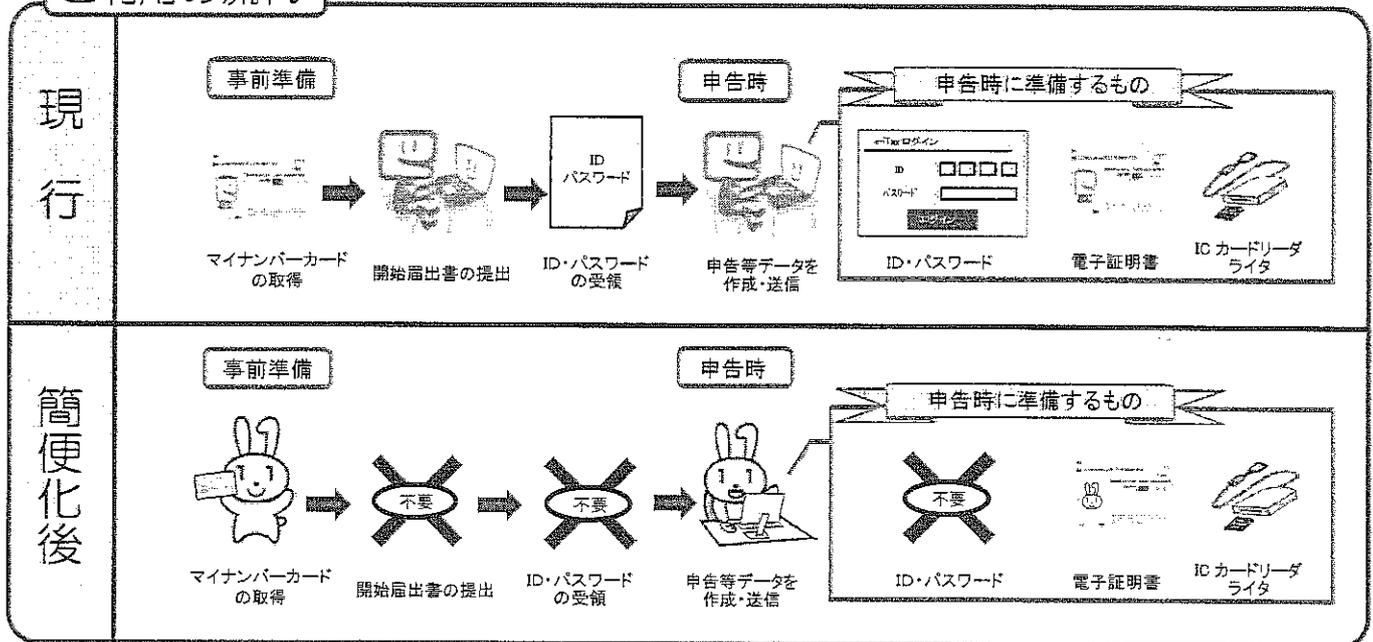
(注2) なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

※e-Tax 用の ID : 利用者識別番号 e-Tax 用のパスワード : 暗証番号

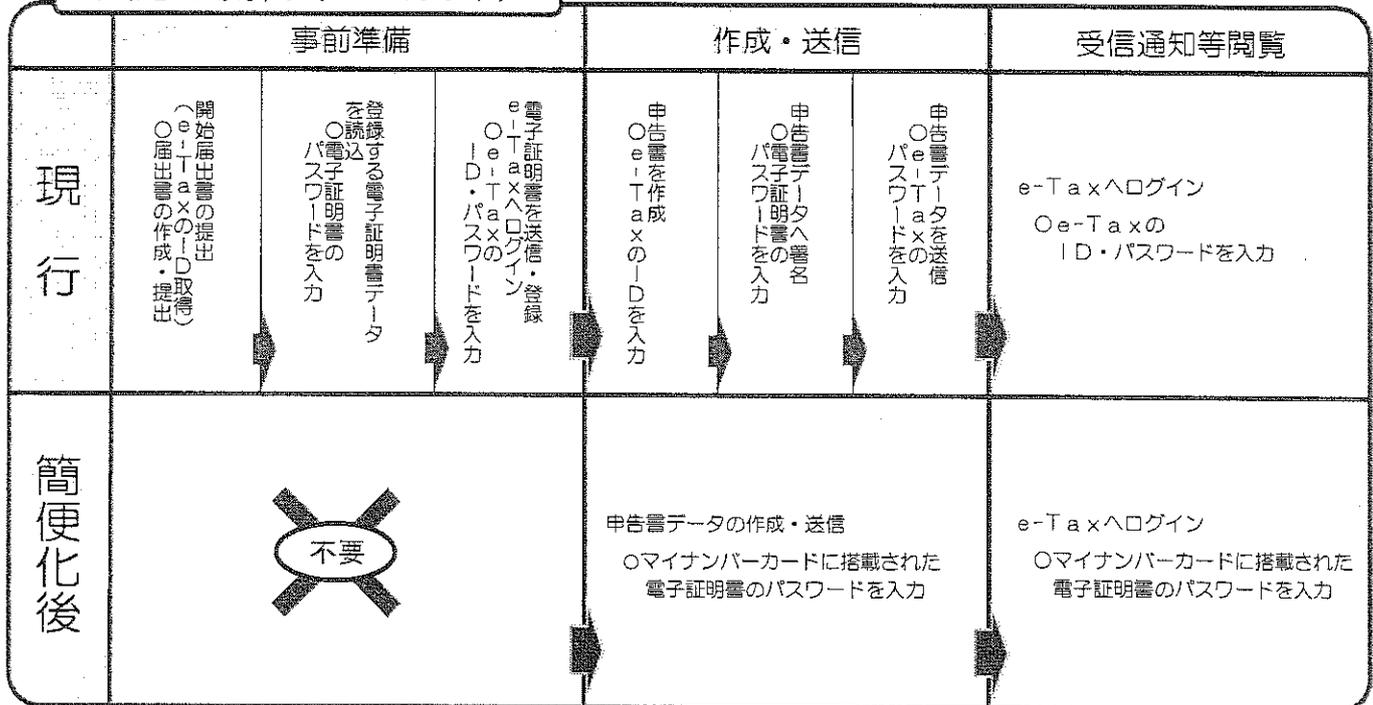
具体的な手続の内容などについては、今後、改めてお知らせいたします。裏面もご覧ください。→

～マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ～

ご利用の流れ



入力の流れ (e-Taxソフト)



最新の情報はe-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



リサイクル紙性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成 29 年 4 月